

# 審判員になるには・・・

## 1 公認審判員としての資格取得

公認審判員は、加盟団体の登録会員でなければなりません。加盟団体とは東京の場合、「公益財団法人 東京陸上競技協会」を示します。また、登録会員でその年の3月末現在で18歳以上65歳未満でなければなりません。この条件で資格取得の権限を有することができます。さらに、審判員として、心身が健全で、競技会運営に耐えられる人、体力及び協調性、責任感がある人に担っていただきます。資格取得後の任期は1年で更に審判員を継続する希望者は更新手続きをしなくてはなりません。(登録には、個人で申込む方法と登録団体を經由する方法があります)

## 2 公認審判員の区分

公認審判員には、S級、A級、B級の3種類がありますが、新規に審判員を目指す人には新B級として、研修制度が設けられています。毎年3月に開催される「審判講習会」で日本陸上競技連盟発行の「ルールブック」「審判ハンドブック」を基本に講義を行い、審判員資格取得のための必要事項を受講したうえで、指定された競技会に8回以上出席して、競技会の状況を見聞し実技指導を受けていただきます。(種目を指定した実技指導も行います。) 公認審判員には前記区分の昇格制度があり、講習会や競技会への出席回数、資格を取得してからの経年、競技実績などを考慮しての審査対象もありますので、担当者に相談されるとよいでしょう。研修期間の終了とともに審判技術、活動実績など審判員として貢献できることが判定されますと申請に基づき、審判員として委嘱されることとなります。

### 3 公認審判員としての活躍

新B級として研修を終了し、将来的には自らの希望種目に専念することも可能ですが、当初は、原則として審判部署を専従とせず、各部署を経験していただくための配置を検討しています。審判員は、各競技会の性格、適正人員を視野に重複しないよう委嘱していますので、ご理解をお願いいたします。

審判委嘱には、郵送手段(通知文・はがきなど)で要請依頼を行っていますが、やむを得ない事情により欠席する場合は、必ず委嘱元関係者へ連絡して下さい。審判員の構成は、連携によって成り立っています。無断欠席されますと、運営管理者が大変困まるとともに、競技会に支障をきたす場合もありますので、ご注意ください。

### 4 その他

公認審判員の住所・電話番号等に変更がありましたら、東京陸上競技協会あてご連絡をお願いします。